

令和2年度第2回東広島市入札監視委員会会議概要

- 今回の入札監視委員会については、第1回と同様に新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、会議は開催せず、書類の回議をもって会議に代えることとしました。

1 会議名

令和2年度第2回入札監視委員会

2 入札監視委員会委員

横山委員、岩元委員、石垣委員、中本委員、佐野委員

3 会議の概要

(1) 入札及び契約手続に係る運用状況の報告について

- ア 入札方式別発注工事の状況
- イ 指名除外措置の運用状況

(2) 検証対象工事の検証について

- ア 令和元年度 交通安全施設整備事業・林道緑地維持修繕事業 区画線補修工事
- イ 令和2年度 地域センター管理運営事業 入野地域センター空調設備改修工事
- ウ 令和2年度 小学校施設整備事業 志和中・（仮称）志和小学校敷地造成工事
- エ 令和2年度 生涯学習施設管理運営事業 黒瀬生涯学習センター空調設備改修工事
- オ 令和2年度 土木施設災害復旧事業 河川災害復旧工事（防地川）

(3) その他

ア 次回委員会の開催について

令和2年度第3回入札監視委員会の開催は令和2年11月頃の予定とし、後日調整を行うことで決定した。

イ 次回の検証工事抽出委員について

抽出委員は委員名簿の順とし、次回の抽出は岩元委員が行うことで決定した。

4 審議の内容

別紙のとおり

(1) 入札及び契約手続に係る運用状況の報告について

別紙

項目	質問・意見	回 答
ア 入札方式別発注工事の状況	条件付一般競争入札における災害復旧工事は、落札率が90%台後半の高い数値となるものが多いように感じられる。どのような理由が考えられるか。	平成30年7月豪雨に係る災害復旧工事の落札率については、昨年度に比べて改善されてきているとはいえ、未だ建設業者の技術者・労働者不足を要因とする入札不調が多い状況です。このため、入札参加者も少ない傾向にあり、競争原理が働きにくくなっていることが考えられます。
	条件付一般競争入札における災害復旧工事のうち、入札参加者数が1者の工事は平均落札率が99.2%、入札参加者数が複数(2～5者)のものは平均落札率が93.5%と、かなりの差が見られる。どのような理由が考えられるか。	施工の難易度等によっては、応札者が増加することから、競争原理が働いたものと考えられます。
	随意契約は、その性質上落札率が100%又は99.9%となる傾向にあるが、6番の案件については95.0%となっている。特段の事情なり経緯があるのか。	6番案件の「黒瀬斎場火葬炉制御盤等改修工事」は火葬炉の自動制御設備等の改修工事を行ったものです。火葬設備は汎用製品ではなく、請負業者独自の設計、開発製品であり、部品の調達等も他社では困難であったため、当該設備の設置業者である1者との随意契約としたものです。95%の落札率は企業努力によるものと考えられます。
イ 指名除外措置の運用状況	措置理由の「落札候補者となったにもかかわらず、事後審査の結果、入札参加資格要件を満たしていない」とは、入札参加資格がないのに競争入札に参加していた」ということか。 また、参加資格の有無は事前にチェックしないのか。	本案件は1号工事による入札公告において、「技術者を施工現場に専任で配置できる者」と提示し、入札公告共通事項で「建設業許可における経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者である者」(以下「経管専技」という。)の配置を認めていなかったにもかかわらず、開札後の事後審査において、配置予定技術者が経管専技だと判明したものです。 なお、入札参加資格の認定時には建設業の許可、市税等の滞納、社会保険等の加入状況等を確認しておりますが、本案件は個別の公告に対する参加資格を満たさなかったことによる指名除外です。
	措置理由の「令和2年2月25日に提出された建設業許可変更届出により、特定建設業の要件を欠いたにも関わらず、届出を長期間に渡って提出しないまま公共工事を請け負っていた」について、 (1)許可要件の変更届はしたのか、届けをしないまま工事を請け負ったのか、意味が不明である。「届出」とは「許可」の意味か、受理をともなう届けの意味か。建設業法28条1項の「届出」の意味について教えていただきたい。 (2)措置理由に「長期間に渡って提出しないまま」となっているが、長期間とはどのような期間をいうのか。	建設業法許可担当である広島県に確認し、次の回答を得ています。 (1)対象となった業者が提出した特定建設業から一般建設業へ変更するための建設業許可変更届により、技術者が退職し、既に長期にわたり技術者が不在であったことが確認されたため、建設業法第28条第1項に該当するとして、指示又は営業停止の措置をとった。県から請け負っていた工事はすべて一般建設業許可対象工事であったため、建設業法の違反としては取扱っていない。 (2)建設業法第11条(変更等の届け出)に基づき、許可を受けた建設業者が、許可申請書の記載事項や添付書類の記載事項に変更が生じたとき、30日以内に許可行政庁に提出することとなっており、その期間を考慮した場合、未提出の期間が長期間であると判断した。

(2) 検証対象工事の検証について

項目	質問・意見	回 答
ア 令和元年度 交通安全施設整備事業・林道緑地維持修繕事業 区画線補修工事	6者中5者が最低制限価格未満の入札となった理由としては、どのようなことが想定されるか。	本案件をはじめ、区画線等整備における塗装工事は、過去の入札実績を見ても6～7者の参加があり、競争原理が働いたことによる結果だと考えられます。
イ 令和2年度 地域センター管理運営事業 入野地域センター空調設備改修工事	抽出理由に「入札参加者数が複数あり、同一落札者が、別件の工事においても落札率90%で落札しているため。」とあるが、このような事はどれほど一般的なのか。	東広島市では最低制限価格にランダム係数を導入しているため、ご指摘のとおり稀に同一の業者が複数の案件を落札することもございます。ランダム係数については予定価格を事前公表としているため、積算努力を促す観点から必要であると考えております。 また、抽出対象工事である設備工事は土木一式工事と比較して最低制限価格が高くなる傾向があり、今回のように複数応札があるにも関わらず、落札率が90%を超えるということも考えられます。

項目	質問・意見	回 答
ウ 令和2年度 小学校施設整備事業 志和中・(仮称)志和小学校敷地造成工事	入札価格が調査基準価格を下回っているが、落札されている。このケースは、低入札価格調査がなされたのか。なされたのであれば、調査の内容・経過はどのような状況か。	本案件の入札参加者数は4者で、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者が2者でした。総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)を採用していることから、技術評価点と入札価格を基に算出した評価値の最も高い者が調査基準価格を下回る価格で入札をしていたため、低入札価格調査を実施しました。 調査の内容・経過については、低入札価格調査制度事務取扱要領に定める「適正な履行確保の基準」を基に、直接工事費、共通仮設費及び一般管理費の削減理由を調査した結果、 ①工事費内訳の市積算に対する割合等が基準を全て満たしていること ②施工機械の自社所有、施工の効率化、資材の一括購入などによるコスト縮減 ③人件費、法定福利費が適正に確保されていること 以上により、市が求める施工の安全性と目的物の品質確保は満足できると判断しました。
	工事種別が土木一式工事であり、平坦な土地の敷地造成と考えられるので、技術差などが出にくい工事のように見受けられる。入札者と他社で金額に大きな開きがあるが、その理由はどのようなものだと考えられるか。	調査基準価格以上での入札による5点加算を重視する応札者と同種工事の実績を積むことにより、今後の関連工事の受注を有利にするため、利益幅を縮減して調査基準価格以下の入札を重視する応札者に分かれたことが理由として考えられます。 また、当該案件である大規模な敷地造成工事は、発注数が少ないため履行実績の確保をより求める傾向になったと考えられます。
エ 令和2年度 生涯学習施設管理運営事業 黒瀬生涯学習センター空調設備改修工事	特になし	
オ 令和2年度 土木施設災害復旧事業 河川災害復旧工事(防地川)	特になし	